

A市での特別な支援を必要とする子どもの学童保育における課題

杏林大学保健学部看護学科看護養護教育学専攻

石野晶子 場家美沙紀

背景

新生児医療の進歩はより多くの重症新生児の救命を可能にした。一方、医療的ケアが必要な児、発育・発達上で課題がある児、慢性疾患がある児等、日常的に特別支援を必要とする児が在宅で生活することが可能になった。子どもの成長発達に伴い、生活の中心が家庭から保育・学校へ変化していく過程で途切れなく一貫した支援が求められている。また、2017年に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ：以下、学童保育）が閣議決定され、特別支援の有無に関わらず、児童の放課後等の安全・安心な生活の場所の確保が図られている。一方、学童保育における特別支援が必要な子に関する研究は少なく、学童保育における特別支援が必要な児の実態把握・子及び支援者が必要としている支援内容・学校及び関連機関との連携等、課題を明確にすることが求められている。

目的

研究目的は、学童保育の現場における特別な支援を必要とする子に対する保育支援体制、地域での支援体制、保育の実践内容、実践にあたり生じた困難・課題を明示することである。学童への保育を実践する学童指導員のニーズを明確にすることにより学童保育の実践における課題を提示し、学童期以降の育児支援・発達支援及び学校との連携の在り方を提言するための一助とすることである。

方法

本研究では、特別な支援を必要とする児の学童保育施設での保育の現状や課題を把握するため、以下の2調査を実施した。

調査①②ともに、対象には無記名自記式質問紙調査を実施した。得られた回答はデータ化し、データは可能な限り数値化した。数値データは統計解析ソフトSPSSを使用し分析を行った。また、言語データはカテゴリー分類及びテキストマイニングソフトKHコーダーを使用し、計量的テキスト分析を行った。調査にあたり、対象としたA市学童保育を管轄している児童青少年課に調査概要・方法を文書及び口頭にて説明実施、児童青少年課から各学童保職員に対し口頭及び文書にて説明実施を依頼、承諾を得た。なお、本研究は杏林大学保健学部倫理審査委員会の承認（承認番号2023-6）と自治体の許可を得て実施した。

調査①：学童保育所における障害児保育体制、特別な支援が必要な児の保育実践の有無と内容把握、諸機関との連携体制に関する21項目を主とした実態調査。
調査②：学童保育所勤務の学童保育支援員・補助員の特別な支援が必要な児の保育に対する認識、困難さ、保育士が必要とする支援等の13項目を主とした認識調査。

調査①

趣旨：学童保育所における障害児保育体制、特別な支援が必要な児の保育実践の有無と内容把握、諸機関との縁系体制に関する実態調査。
対象：A市の組織上、学童保育施設（12施設）を管轄下である児童青少年課の責任者に回答を依頼した。
内容：

- 特別な支援が必要な児の受け入れ体制
- 子どもの実態
- 学童保育上の配慮内容
- 他機関との連携

を主に21項目。

調査②

趣旨：学童保育所勤務の学童保育支援員・補助員の特別な支援が必要な児の保育に対する認識、困難さ、学童保育指導員が必要とする支援等の認識調査。
対象：調査①を実施した園に勤務する学童保育支援員・補助員81人。
内容：

- 保育経験の有無
- 保育について感じていること
- 課題
- 必要としている支援

を主に13項目。



結果

調査①：学童保育体制の実態

- ★調査対象12施設中12施設から回答あり。回収率100%。
（管轄下である児童青少年課の責任者が総括して回答）。
- ★各施設の学童保育指導員数平均：7.3人（常勤0人）・保育士平均年齢：51.8歳。
- ★保育経験：
 - ・病児保育経験有り保育士・障害保育経験有り保育士：各0施設。
 - ★特別な支援を必要とする児は12施設全てに在籍。
総数52人（内訳：1年生35人・2年生10人・3年生4人・4年生3人）だった。
52人中11人が加配あり児童だった。子どもの特性は、発達障害（69.2%）、診断名不明（19.2%）、先天性疾患（7.7%）だった。
配慮・具体的内容は、個別支援（44.2%）、補助員1人配置（36.5%）が主だった。
- ★保育体制：
 - ・「担当を決めず複数の指導員がチームで保育」12施設（100%）。
- ★バックアップ体制・工夫：
 - ・放課後児童健全育成事業による障害児の定義に該当し、保護者の申し出により「加配対応」。加配児童2人に対し支援員等1名配置。
上記に該当しない場合は、複数の支援員・補助員が連携し対応。
- ★マニュアルの有無：虐待または疑いに対するマニュアル（自治体作成）のみ。
その他、保護者と児童青少年課による面談、就学支援シート提出、「学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に準じた対応、主治医からの所見等を確認し、保護者・学童保育・児童青少年課で合意形成を図っていた。
- ★医療・保健に関するケア実施：「経口薬の内服」「気管支拡張剤テープの貼付」「血糖値の測定」「除去食の管理」「湿布の塗布」は児童が実施時の補佐だった。
一方、緊急時の対応は行政の職員が現場を訪問、保健師に判断を仰いでいた。
- ★医療・保健・福祉・教育機関との連携：ケースにより連携していた（表1）。
一方、小学校との連携では、「保護者の同意が得られず他機関と連携がとれない」「障害に関する内容・支援方法等に必要な専門知識が不十分」という声があった。

調査②：学童保育指導員の認識

- ★調査対象である学童保育指導員81人中71人から回答を得た。回収率87.6%。
- ★平均年齢：59歳。★学童保育指導員歴平均：7.0年。
- ★特別な支援が必要な児の保育経験有り：64人（90.0%）
- ★特別な支援が必要な児の状態：
 - ・発達（発達障害含む）、アレルギー、虐待（疑い含む）に関する内容が多かった。
- ★保育できて良かったと感じた：40人（62.5%）
具体的な内容は、「子どもの成長を感じた」「子と信頼関係ができた」「自分の勉強になった」「子どもが落ち着いた」「子どもの楽しそうな姿」の6内容に大別された。
- ★困難感じた：60人（93.8%）
具体的な内容は、「子どもへの対応方法が分からない」「自分自身に支援が必要」「子どもが自制できない」「子どもの問題言動」「自分自身が危険に晒される」「保護者の理解が得られない」「周囲の子への影響」「友達とのトラブルが発生する」「必要な情報がない」の9個の内容に大別された。
- ★困った時の相談：
 - ・子どもの保育に対する相談をした：60人中51人（85.0%）
・保護者対応に対する相談をした：60人中29人（48.3%）
 - ・子どもの保育に関する相談相手の上位は、同僚の指導員（92.9%）、市役所（27.5%）だった。
 - ・保護者対応に関する上位は、同僚の指導員（58.6%）、市役所（27.6%）だった。
- ★特別な支援が必要な児への対応上の不安あり：61人（85.9%）
不安の内容は、緊急時の対応（55.7%）、責任の所在（36.1%）、医療的な判断（34.4%）が上位だった。
- ★保育指導員が必要と考える支援：
 - 加配の充実（87.3%）、指導員の複数配置・保護者との連携（84.5%）、学童相談所内で気軽に相談できる体制（83.1%）が上位だった。
- ★特別な支援が必要な子の保育に対する指導員の考え：
 - 肯定的16人（22.5%）・否定的8人（11.3%）・どちらでもない13人（18.3%）・支援内容による17人（23.9%）・わからない7人（9.9%）。
 - ・肯定的理由：「子どもの成長を感じられる」「子どもの育ちを見守りたい」「やりがいを感じる」「子どもを理解し寄り添うことが大事」「自分自身の学びになる」の5内容に大別された。
 - ・否定的理由：「知識不足・経験不足」「負担が大きい」の2内容に大別された。
 - ・支援内容による理由：「知識不足」「保育環境」「保護者との連携が難しい」「安全への配慮」「個別の対応法の有無」「自分の体力不足」の6内容に大別された。

まとめ

- ①学童指導員の9割は、特別な支援が必要な児の保育経験があった。
一方、病児保育や障害児保育の経験はなく、学童保育での対応に困難を感じていた。
- ②加配対応等のバックアップ体制はあるものの、指導員はさらなる加配の充実や指導員の複数配置、学童保育所内で困った時にいつでも気軽に相談できる体制を求めている。
- ③学童保育での保護者対応にも苦慮していることが示唆せられ、保護者の子どもに対する理解状況等を含めた保護者理解とともに保護者との連携を必要としていた。

現在、詳細を分析中である。引き続き、学童保育支援員のニーズを抽出し、特別な支援を必要とする児も学童保育上で安全・快適に過ごすことができる体制構築を検討していく。

表6.連携機関・具体的な連携方法及び内容

保健センター	子ども家庭支援センター・児童相談所	小学校
★巡回相談の実施	★虐待（疑い含む）児童に対応	★連携アドバイザーとして元小学校校長を児童青少年係で任用
・保育園・幼稚園に臨床心理士が巡回、児の行動観察・指導・助言の実施。	・学童クラブの日報を児童青少年係が確認。	・小学校と連携・情報共有を実施。
	【子ども家庭支援センター】 ・虐待等の恐れがある場合、センター職員が学童クラブに出向く	・基本的に「保護者からの同意」を得て小学校と連携。
就学前に行動観察等を担当した心理士が就学後も担当できるよう調整している	・担当支援員からの聞き取り・当該児童への聞き取りを実施。	・小学校側の担当は、管理職（副校長）、学級担任、特別支援コーディネーター
	【児童相談所】 ・性的虐待の疑いがある場合、直接、児童相談所が対応。	

その他

教育相談室	放課後デイサービス	保育園・幼稚園	放課後子ども教室
・保護者同意のうえ連携。	・送迎時間の確認	・学童クラブ申請時に児童の様子を保護者から確認。	・全小学校で週2回実施。
・障害特性による支援方法が統一できるよう情報共有。	・保護者同意のうえ情報共有	・配慮が必要な場合、保護者の同意後、保育園・幼稚園から聞き取り	・安全管理上、出欠席や下校の確認等。